

## 戸田市防災基本条例検討市民会議要綱

令和元年6月28日市長決裁

(設置)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする（仮称）戸田市防災基本条例（以下「条例」という。）の内容について、必要な事項を検討するため、戸田市防災基本条例検討市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の内容に関する事項
- (2) その他条例の制定に関し必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は委員26人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の自主防災に係る団体に属する者
- (3) 市の防災に係る団体に属する者
- (4) 防災及び災害対応に高い識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は前条第4号に掲げる委員から選出するものとし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されるまでの間は、市長が招集し、危機管理防災課長が進行するものとする。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求め

ることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、危機管理防災課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。